

草津市健幸都市づくり推進本部の設置について

1 背景

全国では、「ウエルネス（健幸：個々人が健康かつ生きがいを持ち、安心安全で豊かな生活を営むこと）」をまちづくりの中核に位置付け、住民が健康で元気に幸せに暮らせる新しい都市モデルが始まっています。

地域の担い手である住民が、主体的に健康を維持し、社会参加することで、持続可能で活力ある社会を創ろうとする動きです。

高齢化・人口減少が進んでも住民が「健幸」であるためには、生活習慣病や寝たきりの予防が重要となり、この実現にはポピュレーションアプローチ（※）により、地域住民全体の日常の身体活動量を増加（底上げ）させることがカギとなります。

最近では、公共交通の発達状況や、美的景観の良い地域に住んでいる人、ソーシャルキャピタル（社会的なつながり）が高い地域ほど健康度が高いなど、まちの構造と健康の関係について、さまざまなデータが出てきています。

私たちは今、市の総合政策として健幸都市づくりを進め、生涯にわたり健やかで幸せに暮らせるまちを創造することで、高齢化・人口減少が進んでも持続可能な先進予防型社会へ転換を図る必要があります。

※ポピュレーションアプローチとは・・・

高いリスクの住民を対象に絞り込んで対処するハイリスクアプローチに対して、対象を限定せずに地域住民全体へ働きかけることで、地域全体のリスクを低減する取り組み。

2 推進へのステップ

①庁内体制の強化

市長を本部長とし、部長級で構成された「草津市健幸都市づくり推進本部」を設置し、全庁体制で健幸都市づくりに取り組みます。（別添資料：要綱案、イメージ図）

②基本計画の策定

本市の法定健康増進計画である「健康くさつ21」やスポーツ振興を進める「草津市スポーツ推進計画」等、様々な関連計画に横串を刺し、またその幅を広げ、都市計画や公共インフラの整備、健康産業の育成なども含めて、多様な視点に立って健幸都市づくりを進める「（仮称）草津市健幸都市基本計画」を策定します。（別添資料：健幸都市づくり政策イメージ図、策定スケジュール）

③外部委員会の設置

医療関係や運動スポーツ、都市計画、産業振興など、有識者や関係団体、公募の市民等で構成する「草津市健幸都市づくり推進委員会」を設置し、関係各所と連携を深め、住民総ぐるみでの健幸都市づくりを進めます。

④スマートウエルネス首長研究会への加盟

健幸都市づくりを進めるため、全国約60自治体や大学、企業等で組織される「スマートウエルネス首長研究会」へ加盟し、他の自治体で先駆的に取り組まれた研究成果を取り入れ、スピード感をもって健幸都市政策を進めます。

⑤キックオフシンポジウム開催と市、まちづくり協議会合同での「健幸都市宣言」「健幸宣言」

各学区まちづくり協議会では、先駆的に健康まちづくりのモデル事業に取り組むなど、住民の健康づくりの機運が高まっています。有識者による講演等の「(仮称)健幸都市づくりキックオフシンポジウム」を開催するとともに、市とまちづくり協議会合同での「健幸都市宣言」「健幸宣言」を行う予定です。(平成28年8月28日、草津市立アマカホールで実施予定)

3 (仮称) 草津市健幸都市基本計画

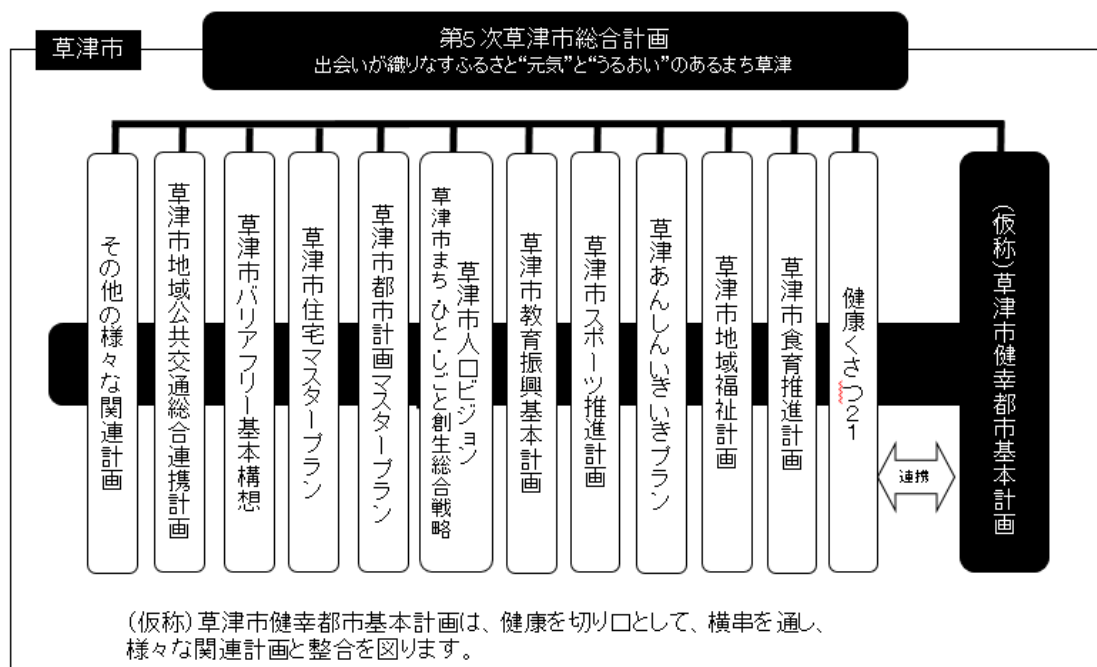
①計画期間 10年計画(健康増進計画10年)、ただし、第1次計画は健康くさつ21(第2次)(平成25~34年度)の改定周期と調整します。また、健康草津21と同様、中間評価を予定しています。

②計画に盛り込む事項(イメージ)

- ・意識しなくとも健康になれるまちづくり(健幸を意識した都市計画や公共交通、公共インフラの整備、草津川跡地や野村運動公園等の公園整備等)
- ・健康づくり無関心層等も含めた健康づくり(ポイント制度の活用や地域で取り組む健康のまち草津モデル事業など、ポピュレーションアプローチの強化等)
- ・産学官民金言等様々な分野が連携した施策の推進(アーバンデザインセンターの整備やヘルスケアビジネス、ヘルスツーリズム実施に向けた検討等)

②他計画との相関関係

草津市総合計画の下位に位置し、様々な市の関連計画を、健康を視点として横串を指す計画となります。



4 関係法令（抜粋）

■健康増進法

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、教育活動及び広報活動を通じた健康の増進に関する正しい知識の普及、健康の増進に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに研究の推進並びに健康の増進に係る人材の養成及び資質の向上を図るとともに、健康増進事業実施者その他の関係者に対し、必要な技術的援助を与えることに努めなければならない。

（関係者の協力）

第五条 国、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、健康増進事業実施者、医療機関その他の関係者は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

（都道府県健康増進計画等）

第八条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の住民の健康の増進の推進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県健康増進計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針及び都道府県健康増進計画を勘案して、当該市町村の住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画（以下「市町村健康増進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

■健康長寿社会形成基本法案

議員立法で検討が進められている法案。疾病構造が変化し、生活習慣病の割合が増加するなか、少子高齢化により社会保障制度の持続可能性に懸念があることから、国民一人ひとりの主体的な健康保持の取り組みや、その取り組みに資する社会環境の整備が規定される予定です。（内容は未定稿）

- ①健康長寿社会の形成に関する啓発等
- ②健康の保持増進のための日常的な取組の促進
- ③健康の保持増進の関する適切な支援
- ④健康の保持増進のための主体的な取り組みの奨励
- ⑤社会参加の機会の確保
- ⑥健康長寿社会の形成に資するまちづくりの推進
- ⑦健康の保持増進に関する産業の育成等
- ⑧情報通信技術の活用を通じた健康の保持増進に関するサービスの有効性等の向上